

第一級海上無線通信士
第二級海上無線通信士
第三級海上無線通信士

「法規」試験問題

20問 2時間30分

A－1 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許後の変更について述べたものである。電波法（第17条及び第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許人は、 A 、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。(注) ただし、無線設備の変更の工事であって総務省令で定める軽微な事項のものについては、この限りでない。
- 注 海上移動業務の無線局が基幹放送をすることとすることを内容とする A の変更は、これを行うことができない。
- ② ①の無線設備の変更の工事は、 B に変更を来すものであってはならず、かつ、 C に合致するものでなければならない。
- ③ ①により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が①の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、 D を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

A	B	C	D
1 無線局の種別	送信装置の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	電波法第7条（申請の審査）第1項第1号の技術基準（第3章に定めるものに限る。）	許可に係る無線設備
2 無線局の種別	周波数、電波の型式又は空中線電力	無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準	当該無線局の無線設備
3 無線局の目的	送信装置の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準	許可に係る無線設備
4 無線局の種別	送信装置の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	電波法第7条（申請の審査）第1項第1号の技術基準（第3章に定めるものに限る。）	当該無線局の無線設備
5 無線局の目的	周波数、電波の型式又は空中線電力	電波法第7条（申請の審査）第1項第1号の技術基準（第3章に定めるものに限る。）	許可に係る無線設備

A－2 周波数測定装置の備付けに関する次の記述のうち、電波法（第31条及び第37条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第31条の規定により備え付けなければならない周波数測定装置は、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない。(注)
- 注 総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合を除く。
- 2 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の4分の1以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。
- 3 空中線電力10ワット以下の送信設備には、電波法第31条に規定する周波数測定装置の備付けを要しない。
- 4 26.175MHzを超える周波数の電波を利用する送信設備には、電波法第31条に規定する周波数測定装置の備付けを要しない。
- 5 電波法第31条に規定する周波数測定装置を備え付けている相手方の無線局によってその使用電波の周波数が測定されることとなっている送信設備には、電波法第31条に規定する周波数測定装置の備付けを要しない。

A－3 次の記述は、無線局（特定無線局を除く。）の運用開始及び休止の届出について述べたものである。電波法（第16条）及び電波法施行規則（第10条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人（包括免許人を除く。）は、免許を受けたときは、遅滞なくその無線局の運用開始の期日を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、この限りでない。
- ② ①により届け出た無線局の運用を A 以上休止するときは、免許人は、その休止期間を総務大臣に届け出なければならない。休止期間を変更するときも、同様とする。
- ③ ①のただし書により運用開始の届出を要しない無線局は、次の(1)から(8)までに掲げる無線局以外の無線局とする。
- (1) 基幹放送局

(2) 海岸局であって、電気通信業務を取り扱うもの、 B の送信を行うもの又は C 、4,207.5kHz、6,312kHz、 D 、12,577kHz、16,804.5kHz、27,524kHz、156.525MHz若しくは156.8MHzの電波を送信に使用するもの

(3) 航空局であって電気通信業務を取り扱うもの又は航空交通管制の用に供するもの

(4) 無線航行陸上局

(5) E

(6) 航空地球局（航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものに限る。）

(7) 標準周波数局

(8) 特別業務の局（携帯無線通信等を抑止する無線局、道路交通情報通信を行う無線局（無線設備規則第49条の2に規定する無線局をいう。）及びA3E電波1,620kHz又は1,629kHzの周波数を使用する空中線電力10ワット以下の無線局を除く。）

	A	B	C	D	E
1	1箇月	海上安全情報	2,177kHz	8,291kHz	海岸地球局
2	3箇月	安全通報	2,187.5kHz	8,291kHz	気象援助局
3	3箇月	海上安全情報	2,177kHz	8,414.5kHz	海岸地球局
4	1箇月	海上安全情報	2,187.5kHz	8,414.5kHz	海岸地球局
5	3箇月	安全通報	2,187.5kHz	8,414.5kHz	気象援助局

A－4 次の記述は、電気通信の秘密について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第37条）及び無線通信規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 構成国は、国際通信の秘密を確保するため、使用される電気通信の A 措置を執ることを約束する。
- ② もっとも、構成国は、 B を確保するため、国際通信に関し、権限のある当局に通報する権利を留保する。
- ③ 主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、次の(1)及び(2)の事項を禁止し、及び防止するために必要な措置を執ることを約束する。
- (1) 公衆の一般的利用を目的としていない無線通信を C 傍受すること。

(2) (1)にいう無線通信の傍受によって得られた D について、 C 、その内容若しくは単にその存在を漏らし、又はそれを E すること。

	A	B	C	D	E
1	システムに適合するすべての可能な	国内法令の適用又は自国が締約国である国際条約の実施	許可なく	すべての種類の情報	公表若しくは利用
2	システムを改善する	国内法令の適用又は自国が締約国である国際条約の実施	密かに	特定の情報	窃用
3	システムに適合するすべての可能な	自国が締約国である国際条約の実施	密かに	すべての種類の情報	窃用
4	システムを改善する	自国が締約国である国際条約の実施	許可なく	特定の情報	公表若しくは利用

A－5 次の記述は、義務船舶局等（注）の無線設備の条件について述べたものである。電波法（第34条及び第35条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

注 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局

- ① 義務船舶局等の無線設備は、次の(1)から(3)までに掲げる要件に適合する場所に設けなければならない。ただし、総務省令で定める無線設備については、この限りでない。
- (1) 当該無線設備の操作に際し、機械的原因、電気的原因その他の原因による妨害を受けることがない場所であること。
- (2) 当該無線設備につきできるだけ安全を確保することができるように、その場所が当該船舶において可能な範囲で **A** にあること。
- (3) 当該無線設備の **B** を及ぼすおそれのある水、温度その他の環境の影響を受けない場所であること。
- ② 義務船舶局等の無線設備については、総務省令で定めるところにより、次の(1)から(3)までに掲げる措置のうち **C** の措置をとらなければならない。ただし、総務省令で定める無線設備については、この限りでない。
- (1) 予備設備を備えること。
- (2) その船舶の入港中に **D** を行い、並びに停泊港に整備のために必要な **E** を備えること。
- (3) その船舶の航行中に行う整備のために必要な **E** を備え付けること。

	A	B	C	D	E
1	高い位置	運用に支障	一又は二	必要な整備	計器及び予備品
2	振動の少ない場所	機能に障害	二以上	必要な整備	測定器
3	高い位置	運用に支障	二以上	定期に点検	測定器
4	高い位置	機能に障害	一又は二	定期に点検	計器及び予備品
5	振動の少ない場所	機能に障害	二以上	定期に点検	測定器

A－6 次の記述は、無線局の主任無線従事者の講習について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の6及び第34条の7）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局（総務省令で定めるものを除く。）の免許人は、電波法第39条（無線設備の操作）第4項の規定によりその選任の届出をした主任無線従事者に、総務省令で定める期間ごとに、無線設備の操作 **A** に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- ② ①の総務省令で定める主任無線従事者の講習を要しない無線局は、次の(1)から(3)までのとおりとする。
- (1) 無線電話、遭難自動通報設備、レーダーその他の小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備のみを設置する船舶局（国際航海に従事しない船舶の船舶局に限る。）
- (2) **B**
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示するもの
- ③ 免許人は、電波法第39条第7項の規定により、主任無線従事者を選任 **C** に無線設備の操作 **A** に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- ④ 免許人は、③の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から **D** に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。
- ⑤ ③及び④にかかわらず、船舶が航行中であるとき、その他総務大臣が当該規定によることが困難又は著しく不合理であると認めるときは、総務大臣が別に告示するところによる。

	A	B	C	D
1	の監督	実験試験局	したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内	3年以内
2	の監督	実験試験局	するときは、当該主任無線従事者に選任の日前6箇月以内	3年以内
3	の監督	簡易無線局	したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内	5年以内
4	の監理	実験試験局	したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内	3年以内
5	の監理	簡易無線局	するときは、当該主任無線従事者に選任の日前6箇月以内	5年以内

A－7 無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第56条、第57条及び第59条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 実験等無線局を運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 2 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 3 無線局は、電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能等総務省令で定める機能を有することにより、他の無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものでなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- 4 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信（電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

A－8 次の記述は、海岸局等の運用について述べたものである。電波法（第63条）及び無線局運用規則（第45条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 海岸局及び海岸地球局（陸上に開設する無線局であって、人工衛星局の中継により船舶地球局と無線通信を行うものをいう。以下同じ。）は、 A 運用しなければならない。ただし、総務省令で定める海岸局及び海岸地球局については、この限りでない。
- ② ①のただし書の海岸局は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであって、総務大臣がその B を指定した海岸局とする。
 - (1) C を取り扱わない海岸局
 - (2) 閉局中は隣接海岸局によってその業務が代行されることとなっている海岸局
 - (3) D する海岸局

A	B	C	D
1 運用許容時間中	運用義務時間	電気通信業務	臨時に運用
2 常時	運用の時期及び運用義務時間	電気通信業務	季節的に運用
3 運用許容時間中	運用の時期及び運用義務時間	無線標識業務	臨時に運用
4 常時	運用義務時間	無線標識業務	季節的に運用

A－9 船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに、総務大臣から受けることがある処分に関する次の記述のうち、電波法（第79条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣から3箇月以内の期間を定めて無線設備を操作する範囲を制限する処分を受けることがある。
- 2 総務大臣から3箇月以内の期間を定めてその無線従事者が従事する無線局の運用を停止する処分を受けることがある。
- 3 総務大臣から船舶局無線従事者証明を取り消す処分を受けることがある。
- 4 総務大臣から期間を定めて無線従事者の業務に従事することを停止する処分を受けることがある。
- 5 総務大臣から3箇月以内の期間を定めてその無線従事者が従事する無線局の運用を制限する処分を受けることがある。

A－10 次の記述は、海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信（注）について述べたものである。無線局運用規則（第58条の4から第58条の6まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

注 遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合のものを除く。

- ① 呼出しは、次の(1)から(7)までに掲げる事項を送信するものとする。
- (1) A (2) 相手局の識別表示 (3) 通報の種類 (4) 自局の識別信号
(5) 通報の型式 (6) 通報の周波数等（必要がある場合に限る。） (7) 終了信号
- ② 海岸局における呼出しは、45秒間以上の間隔を置いて2回送信することができる。
- ③ 船舶局における呼出しは、 B 送信することができる。これに応答がないときは、少なくとも C の間隔を置かなければ、呼出しを再開してはならない。
- ④ 自局に対する呼出しを受信したときは、海岸局にあつては5秒以上4分半以内に、船舶局にあつては5分以内に応答するものとする。
- ⑤ ④の応答は、次の(1)から(7)までに掲げる事項を送信するものとする。
- (1) A (2) 相手局の識別信号 (3) 通報の種類 (4) 自局の識別信号 (5) 通報の型式
(6) 通報の周波数等 (7) 終了信号
- ⑥ ⑤の送信に際して相手局の使用しようとする電波の周波数等によって通報を受信することができないときは、⑤の(6)の「通報の周波数等」に D を明示するものとする。

A	B	C	D
1 呼出しの種類	5分間以上の間隔を置いて2回	15分間	自局の希望する代わりの電波の周波数等
2 呼出しの種類	1分間以上の間隔を置いて2回	3分間	その電波の周波数等では通報を受信することができない旨
3 呼出しであることの表示	5分間以上の間隔を置いて2回	15分間	その電波の周波数等では通報を受信することができない旨
4 呼出しであることの表示	1分間以上の間隔を置いて2回	3分間	自局の希望する代わりの電波の周波数等

A－11 海上移動業務における緊急呼出し等に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第70条の2、第91条及び第92条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 緊急呼出しは、無線電話により、呼出事項又は無線局運用規則第67条（医事通信）第1項各号に掲げる事項の前に「パン パン」又は「緊急」を3回送信して行うものとする。
- 2 緊急通報には、原則として普通語を使用しなければならない。
- 3 緊急通報を送信するため通信可能の範囲内にある未知の無線局を無線電話により呼び出そうとするときは、次の(1)から(5)までに掲げる事項を順次送信して行うものとする。
- (1) パン パン（又は「緊急」） 3回 (2) 各局 3回以下 (3) こちらは 1回
(4) 自局の呼出符号又は呼出名称 3回以下 (5) どうぞ 1回
- 4 通信可能の範囲内にある各無線局に対し、無線電話により同時に緊急通報（デジタル選択呼出装置による緊急通報の告知に引き続いて送信するものを除く。）を送信しようとするときは、無線局運用規則第59条（各局あて同報）第1項の事項の前に、「パン パン」又は「緊急」を3回送信して行うものとする。
- 5 海上移動業務における緊急通信は、無線電話を使用する場合（デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合及び船舶航空機間双方向無線電話を使用する場合を除く。）は、A3E電波27,524kHz若しくはF3E電波156.525MHz又は通常通信電波を使用して行うものとする。

A－12 安全通信を行う場合の船舶局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第52条、第53条及び第68条）及び無線局運用規則（第55条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局は、緊急通信に次ぐ優先順位をもって、安全通信を取り扱わなければならない。
- 2 船舶局は、速やかに、かつ、確実に安全通信を取り扱わなければならない。
- 3 船舶局は、安全通信を行う場合には、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたものの範囲を超えて運用することができる。
- 4 船舶局は、安全通信を行う場合には、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用することができる。
- 5 船舶局は、安全信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が自局に関係のないことを確認するまでその安全通信を受信しなければならない。

A－13 次の記述は、遭難通信の取扱いに関する罰則について述べたものである。電波法（第105条及び第106条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① A が電波法第66条（遭難通信）第1項の規定による遭難通信の取扱をしなかったとき、又はこれを B ときは、 C に処する。
- ② 船舶遭難又は航空機遭難の事実がないのに、無線設備によって D は、3月以上10年以下の懲役に処する。

A	B	C	D
1 無線従事者	直ちに取り扱いなかった	1年以上の有期懲役	救助を求める通信を発した者
2 無線通信の業務に従事する者	直ちに取り扱いなかった	2年以上10年以下の懲役	遭難通信を発した者
3 無線従事者	遅延させた	2年以上10年以下の懲役	救助を求める通信を発した者
4 無線通信の業務に従事する者	遅延させた	1年以上の有期懲役	遭難通信を発した者

A－14 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）における船舶局又は船舶地球局による遭難警報又は遭難呼出しの送信に関する次の記述のうち、無線通信規則（第32条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶から陸上向けの遭難警報又は遭難呼出しは、船舶が遭難していることを海岸局又は海岸地球局を経由して救助調整本部に警報するために使用する。これら警報は、衛星経由（船舶地球局又は衛星EPIRBから）の送信の利用及び地上業務（船舶局及びEPIRBから）の利用を基本とする。
- 2 船舶から船舶向けの遭難警報は、遭難船舶の付近にいる他の船舶に警報するために使用するものであり、VHF及びMFの周波数帯におけるデジタル選択呼出しの使用を基本とする。さらに、HFの周波数帯を使用することができる。
- 3 デジタル選択呼出手順のための装置を備える船舶局は、できる限り多くの船舶の注意を喚起するため、遭難警報に引き続いて直ちに遭難呼出し及び遭難通報を送信することができる。
- 4 デジタル選択呼出手順を行う機器を備えていない船舶局は、実効的な場合には、周波数156.8MHz（VHFチャンネル16）で、無線電話による遭難呼出し及び遭難通報を送信して遭難通信を開始しなければならない。
- 5 遭難信号はPAN PANの語から成る。無線電話では、この集合の各語は、フランス語の「p a n n e」のように発音しなければならない。

A-15 次の記述は、海上移動業務の無線局に備付けを要する業務書類及び機能試験の記録の保存について述べたものである。電波法施行規則（第38条及び第38条の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局に備え付けておかなければならない免許状は、A のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- ② 船上通信局にあっては、電波法施行規則第38条第1項の規定にかかわらず、そのB に無線局の免許状を備え付けなければならない。
- ③ 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証（電波法第39条（無線設備の操作）又は電波法第50条（遭難通信責任者の配置等）の規定により船舶局無線従事者証明を要することとされた者については、免許証及び船舶局無線従事者証明書）をC していなければならない。
- ④ 遭難自動通報設備を備える無線局の免許人は、無線局運用規則第8条の2の規定により当該設備の機能試験をしたときは、実施の日及び試験の結果に関する記録を作成し、当該試験をした日からD、これを保存しなければならない。

A	B	C	D
1 無線設備	無線設備の常置場所	無線設備の設置場所に保管	2年間
2 主たる送信装置	無線設備の設置場所	無線設備の設置場所に保管	1年間
3 無線設備	無線設備の設置場所	携帯	1年間
4 主たる送信装置	無線設備の常置場所	携帯	2年間

B－1 次の記述は、海上移動業務の無線局の落成後の検査等について述べたものである。電波法（第10条及び第11条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、 ア（主任無線従事者の要件、船舶局無線従事者証明及び遭難通信責任者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに時計及び書類について検査を受けなければならない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備、 ア 及び員数並びに時計及び書類について登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る イ を記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、 ウ を省略することができる。
- 注1 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。
注2 電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。
- ③ 電波法第8条の予備免許を受けた者から、予備免許の際に指定された工事落成の期限（期限の延長があったときは、その期限）経過後 エ 電波法第10条（落成後の検査）の規定による届出がないときは、総務大臣はその オ なければならない。

- | | | | |
|-----------------|---------------|----------|----------|
| 1 無線従事者の要件 | 2 無線従事者の資格 | 3 検査の結果 | 4 点検の結果 |
| 5 当該検査 | 6 その一部 | 7 1箇月以内に | 8 2週間以内に |
| 9 無線局の予備免許を取り消さ | 10 無線局の免許を拒否し | | |

B－2 次の記述は、無線局の無線設備の操作について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（義務船舶局等（注）の無線設備であって総務省令で定めるものの操作については、船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。以下同じ。）以外の者は、無線局の無線設備の操作の ア を行う者（「主任無線従事者」という。）として選任された者であって イ により ア を受けなければ、無線局の無線設備の操作（簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。）を行ってはならない。ただし、船舶が航行中であるため ウ を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 注 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。
- ② エ の操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、①の本文の規定にかかわらず、電波法第40条の定めるところにより、 ウ でなければ行ってはならない。
- ③ ②の総務省令で定める無線設備の操作は、次の(1)及び(2)に掲げるとおりとする。
- (1) 海岸局、船舶局、海岸地球局又は船舶地球局の無線設備の通信操作で オ に関するもの
- (2) (1)に掲げるもののほか、電波法施行規則第34条の2（無線従事者でなければ行ってはならない無線設備の操作）に定めるもの

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 1 監督 | 2 監理 |
| 3 総務大臣の承認を受けたもの | 4 総務大臣にその選任の届出がされたもの |
| 5 無線従事者 | 6 主任無線従事者 |
| 7 モールス符号を送り、又は受ける無線電信 | 8 無線電信 |
| 9 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信 | 10 遭難通信、緊急通信又は安全通信 |

B－3 海上移動業務の無線電話通信における不確実な呼出しに対する応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第14条、第18条及び第26条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、応答事項のうち、相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- イ 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- ウ 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。
- エ 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出名称が確実に判明するまで応答してはならない。
- オ 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「貴局名は何ですか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。

B－4 海上移動業務の無線局の緊急通信の取扱い等に関する次の記述のうち、電波法（第52条、第53条及び第67条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 緊急通信を行う場合は、識別信号は、免許状に記載されたところによらなければならない。
- イ 緊急通信を行う場合は、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。
- ウ 緊急通信を行う場合は、免許状に記載された通信の相手方又は通信事項の範囲を超えて運用してはならない。
- エ 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が自局に関係のないことを確認するまでの間（総務省令で定める場合には、少なくとも3分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- オ 緊急通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。

B－5 次の記述は、無線通信要員について述べたものである。SOLAS条約（改正を含む。）（注）附属書第4章第16規則の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

注 海上人命安全条約

- ① 船舶は、主管庁が認めるところにより、遭難及び安全に関する無線通信について ア を有する要員を乗り組ませる。当該要員は、 イ に定める証明書を有し、場合に応じ、そのうちの一人は、 ウ 、無線通信について エ として指名される。
- ② オ においては、①に従い、少なくとも一人の正規の有資格者が遭難時もっぱら無線通信業務を行うよう割り当てられなければならない。

- | | | | |
|---------------|---------------------|------------|--------------|
| 1 知識及び技能 | 2 資格 | 3 自国の法令 | 4 無線通信規則 |
| 5 緊急の事態が発生した際 | 6 遭難した際 | 7 全責任を有する者 | 8 第一の責任を有する者 |
| 9 旅客船 | 10 この規則が適用されるすべての船舶 | | |